

森社会保険労務士事務所 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成33年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付などの
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年 4月～ 制度に関する資料を作成し従業員に配布

目標2：平成31年 4月までに、小学校就学前の子を持つ従業員が、
希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 従業員への意見聴取、検討開始
- 平成31年 4月～ 制度の導入、資料配布による従業員への周知